

災害復旧・復興対策編

第 1 章

生活の安定

第1節 復旧事業の推進

市、大阪府をはじめ防災関係機関は、災害の再発防止及び速やかな復旧が図れるよう復旧事業を推進するものとする。

第1 公共施設等の復旧

1 復旧事業計画の作成

市、大阪府をはじめ防災関係機関は、公共施設等の被害の状況、発生原因を考慮し、復旧事業計画を作成するとともに、法律又は予算の範囲内で、国又は大阪府が費用の一部又は全部を負担又は補助するものについては、査定実施が速やかに行えるよう努める。

2 復旧完了予定時期の明示

市、大阪府をはじめ防災関係機関は、復旧完了予定時期の明示に努める。

第2節 被災者の生活確保

市及び大阪府は、被災者の被害の程度に応じ、弔慰金、見舞金を支給するとともに、生活の安定を図るため、資金の貸付、職業のあっせん、住宅の確保等を行うものとする。

第1 災害弔慰金等の支給

1 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給

市は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき、条例の定めるところにより災害弔慰金又は災害障害見舞金を支給する。

(1) 暴風、豪雨その他異常な自然現象による次のような災害に適用する。

ア 市において5世帯以上の住家が滅失した災害

イ 大阪府域において災害救助法が適用された市町村が1つ以上ある災害

ウ 上記と同等と認められる特別の事情があると厚生大臣が認めた災害

(2) 次の場合、支給を制限する。

ア 死亡又は障害が、故意または重大な過失による場合

イ 別に厚生労働大臣が定める給付金が支給される場合

(3) 災害弔慰金は、死亡者の配偶者、子、父母、孫、祖父母のいずれかの者に対し、条例に定める順位で支給する。

(4) 災害障害見舞金は、災害弔慰金の支給等に関する法律第8条に規定される障害を受けた者に対して支給する。

2 貝塚市災害見舞金（品）の支給

市は、貝塚市災害見舞金（品）支給要綱に基づき、被災世帯に見舞金（品）を支給する。

第2 災害援護資金・生活資金等の貸付

市、大阪府及び大阪府社会福祉協議会は、住居、家財等に被害を受けた世帯に対し、資金を貸し付ける。

1 災害援護資金貸付

市は、自然災害により大阪府域に災害救助法が適用された場合、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、条例の定めるところにより、被災世帯に対して生活の立て直しに資するため、災害援護資金を貸し付ける。

2 生活福祉資金の災害援護資金貸付

大阪府社会福祉協議会は、生活福祉資金貸付制度要綱に基づき、府内居住の低所得世帯に対して、災害を受けたことによる困窮から自立更生するのに必要な資金を貸し付ける。ただし、1の災害援護資金の対象者を除いた低所得世帯（世帯収入が生活保護基準の1.8倍）を対象とする。

第3 租税等の減免及び徴収猶予等

市は、地方税法（昭和25年法律第226号）及び条例に基づき、市税の減免及び徴収猶予等、適切な措置を行う。

第4 住宅の確保

市及び大阪府は、関係機関と連携し、住宅の供給促進を図るとともに、自力で住宅を確保する者に対して支援を行う。

1 住宅復興計画の策定

市及び大阪府は、被災者の居住の安定を図るため、住宅復興計画を策定し、被災地の実状に沿った施策を推進する。

2 公共住宅の供給促進

市及び大阪府は、民間、住宅供給公社・都市基盤整備公団の協力を得ながら、住宅の供給促進を図る。

(1) 公営住宅、公社・公団住宅の空き家活用

既存の空き家もしくは建設中の住宅について、可能な限り被災住民の住宅として活用できるよう配慮する。

(2) 災害公営住宅の供給

災害により住宅が滅失し、自力での住宅確保が困難な低所得世帯等を対象として、公営住宅を供給する。

(3) 特定優良賃貸住宅の供給

自力での住宅確保が困難な中堅所得者層に対し、良質な賃貸住宅を供給する。

3 災害復興住宅資金の貸付

住宅金融公庫は、住宅に被害を受けた者に対して、災害復興住宅資金（建設・補修）の融資を実施し、建設資金又は補修資金の貸付を行う。

4 罹災都市借地借家臨時処理法の適用申請

市は、建物の復興に伴い借地・借家関係をめぐる混乱が相当予想され、被災者の住居、営業等の生活の安定が阻害されるおそれがある場合は、大阪府を通じて国に法の適用申請を行う。

災害復旧・復興対策編

第2章

復興の基本方針

復興の基本方針

被災地の復興は、被災者の生活再建を支援し、再度災害の防止に配慮した施設復旧を図り、より安全性に配慮した地域復興のための基礎的な条件づくりを目指すものとする。

第1 基本方針の決定

市及び大阪府は、被災地の再建を行うため、被災の状況、地域の特性、被災住民及び公共施設管理者の意向等を勘案しながら、国等関係機関と協議を行い、原状復旧あるいは中長期的課題の解決を図る計画的復興のいずれによるか検討を行う。

第2 原状復旧

原状復帰復旧を基本とする場合は、再度災害を防止できるよう可能な限り改良復旧を行う。

第3 復興計画の作成

- 1 大規模災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合、被災地域の災害復興は、都市構造や産業基盤の改変を要するような複雑かつ高度な大規模事業となるため、市及び大阪府は、復興計画を策定し、関係機関の諸事業を調整しつつ計画的かつ速やかに復興を進める。
- 2 市及び大阪府は、復興計画の迅速かつ的確な作成と遂行を図るため、広域調整や国との連携などにより、必要な体制を整備する。
- 3 市及び大阪府は、住民の生活安全と環境保全に配慮した防災まちづくりを実施するため、住民に対して、新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続き、スケジュール、住民側での多種選択肢、施策情報の提供などを行い、計画作成段階で復興後のあるべき姿を明確にして、住民の理解を求め、将来に悔いのないまちづくりを目指すよう努める。